

福岡県公報

令和2年10月9日
第142号

目次

告示(第762号-第769号)

- 保安林予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 1
- 解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 2
- 特定計量器の定期検査の実施 (計量検定所) 2
- 解除に係る保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) 3
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 3
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 3
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 4
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) 4

公告

- 落札者等の公示 (総務事務厚生課) 4
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (薬務課) 5
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 5
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 5
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) 6
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) 6
- 落札者等の公示 (児童家庭課) 7
- 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 7
- 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 8
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 8

監査委員

- 監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局監査第二課) 8

雑報

- 審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見の募集 (男女共同参画推進課) 14
- 審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見の募集 (男女共同参画推進課) 17

再掲

- 令和2年度福岡県職員採用選考試験(後期)の実施 (人事委員会事務局任用課) 20

告示

福岡県告示第762号

保安林の指定をする予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年10月9日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
築上郡築上町大字小原94から96まで、103、104、105の2、105の3
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第763号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年10月9日

福岡県知事 小川 洋

- 1 解除予定保安林の所在場所
朝倉市須川字合ノ坂1の3・1の4（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の^{かん}滴養
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第764号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

令和2年10月9日

福岡県知事 小川 洋

- 1 実施機関
一般社団法人福岡県計量協会
- 2 検査日時及び会場
(1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
------	-------	------	------	------

ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	2年11月16日	10：00～12：00 13：00～15：00	八女市矢部体育館	八女市
	2年11月17日	10：00～12：00 13：00～15：00	八女市星野行政福祉センター	
	2年11月18日	10：00～12：00 13：00～15：00	八女市民会館「おりなす八女」	
	2年11月19日	10：00～12：00 13：00～15：00	八女市民会館「おりなす八女」	
	2年11月20日	10：00～12：00 13：00～15：00	八女市民会館「おりなす八女」	
	2年11月24日	10：00～12：00 13：00～15：00	八女市農業活性化センター	
	2年11月25日	10：00～12：00 13：00～15：00	八女市立花体育館	
	2年11月26日	10：00～12：00 13：00～15：00	八女市立花体育館	
	2年11月27日	10：00～12：00 13：00～15：00	八女市黒木体育館	
	2年11月30日	10：00～12：00 13：00～15：00	八女市黒木体育館	
イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	2年12月2日	10：00～12：00 13：00～15：00	サザンクス筑後	筑後市
	2年12月3日	10：00～12：00 13：00～15：00	サザンクス筑後	
	2年12月4日	10：00～12：00 13：00～15：00	サザンクス筑後	
イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	2年12月7日	10：00～12：00 13：00～15：00	広川町産業展示会館	広川町
	2年12月8日から3年2月7日まで	左欄の間に行う検査については、八女市、筑後市及び広川町と協議の上、指示する。		八女市 筑後市 広川町
イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	2年12月8日から3年2月7日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		八女市 筑後市 広川町

ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目量の数が2,000を超えるものの検査	2年12月8日から3年2月7日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	八女市 筑後市 広川町
--	-------------------	---------------------------------------	-------------------

(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	2年12月8日から3年3月7日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	八女市 筑後市 広川町	

福岡県告示第765号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の解除をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和2年10月9日

福岡県知事 小川 洋

- 解除に係る保安林の所在場所
糸島市志摩岐志字岸ノ下1193の6
- 保安林として指定された目的
風害の防備
- 解除の理由
道路用地とするため

福岡県告示第766号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年10月9日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
飯塚	県道	筑紫野筑穂線	前	飯塚市長尾928番2先から 飯塚市長尾928番7先まで	10.7 ～ 20.0	38.6
			後	飯塚市長尾928番2先から 飯塚市長尾928番7先まで	10.7 ～ 19.0	

福岡県告示第767号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年10月9日

福岡県知事 小川 洋

- 保安林予定森林の所在場所
朝倉郡東峰村大字宝珠山字伊王寺4004、4005、4013、4015の1
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字伊王寺4004・4005・4013・4015の1（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第768号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年10月9日

福岡県知事 小 川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

築上郡上毛町大字東上1738

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び

上毛町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第769号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年10月9日

福岡県知事 小 川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

築上郡上毛町大字東上1369

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び上毛町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和2年10月9日

福岡県知事 小 川 洋

1 落札に係る物品等の名称及び数量

福岡県営筑後広域公園フィットネスエリア競技備品（その5）一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県総務部総務事務厚生課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

令和2年9月8日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

コウフ・フィールド株式会社

(2) 住所

福岡市博多区東那珂2丁目19番25号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

5,170,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和2年7月31日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく「不利益処分」に係る処分基準の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県保健医療介護部薬務課に備え置きます。

令和2年10月9日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

本改正は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）等の施行に伴い当然必要とされる規定の整理であり、福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号に該当するため。

2 処分基準の公布日

令和2年9月28日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年10月9日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

みやま市高田町下楠田字香の江1498番1及び1498番6から1498番12まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

みやま市高田町上楠田2280番地1

ユーアイ宅建

代表 坂口 孝文

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年10月9日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市泊字クマノ1261番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大野城市東大和利一丁目3番20号クレールシェソワ301号

田中 康昌

公告

久留米市高野小森野土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和2年10月9日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
高田 康弘	久留米市小森野六丁目16番35号
嶋田 亨	久留米市小森野三丁目20番35号
龍頭 辰巳	久留米市小森野三丁目8番25号
藤吉 國秀	久留米市小森野三丁目11番47号

2 就任理事

氏名	住所
堤 芳貴	久留米市小森野三丁目20番20号
高田 錦一郎	久留米市小森野六丁目16番7号
龍頭 守	久留米市小森野三丁目9番22号
龍頭 学	久留米市小森野三丁目12番15号

公告

宮ノ陣土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和2年10月9日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
八尋 義伸	久留米市宮ノ陣町大杜278番地
緒方 義信	久留米市宮ノ陣町若松703番地
平田 繁紀	久留米市宮ノ陣町八丁島1768番地
八尋 毅	久留米市宮ノ陣町大杜286番地
関 輝秋	久留米市宮ノ陣町若松1914番地1
荒巻 康弘	久留米市宮ノ陣町八丁島1651番地2
草場 守克	久留米市宮ノ陣町大杜809番地1

2 退任監事

氏名	住所
山崎 繁實	久留米市宮ノ陣町若松2158番地
石橋 浩幸	久留米市宮ノ陣町八丁島1620番地

3 就任理事

氏名	住所
八尋 義伸	久留米市宮ノ陣町大杜278番地
緒方 義信	久留米市宮ノ陣町若松703番地
石橋 照夫	久留米市宮ノ陣町八丁島61番地1
関 輝秋	久留米市宮ノ陣町若松1914番地1

八 尋 毅	久留米市宮ノ陣町大杜286番地
草 場 守 克	久留米市宮ノ陣町大杜809番地 1
荒 卷 欣 一	久留米市宮ノ陣町八丁島1550番地

4 就任監事

氏 名	住 所
石 橋 政 則	久留米市宮ノ陣町八丁島1943番地
岩 橋 清 次	久留米市宮ノ陣町若松2194番地 1

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和2年10月9日

福岡県知事 小 川 洋

1 案件名

児童相談所等情報基盤整備業務委託

2 調達役務名及び数量

児童相談所等情報基盤整備業務 一式

3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県福祉労働部児童家庭課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

4 落札日

令和2年7月31日

5 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社佐賀電算センター福岡支社

(2) 住所

福岡市博多区店屋町1番35号

6 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

39,050,000円

7 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

8 入札公告日

令和2年6月12日

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年10月9日

福岡県知事 小 川 洋

1 届出年月日

令和2年9月18日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ビバモール赤間

(2) 所在地 宗像市大字田久字鍵分642-1 外

3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

変 更 前		変 更 後	
駐車場の位置	収容台数（台）	駐車場の位置	収容台数（台）

本棟南側平面A駐車場	112	本棟南側平面A駐車場	113
本棟南側平面B駐車場	36	本棟南側平面B駐車場	36
本棟3階駐車場	364	本棟3階駐車場	369
本棟4階駐車場	339	本棟4階駐車場	333
本棟屋上駐車場	348	本棟屋上駐車場	346
本棟南側平面C駐車場	17	本棟南側平面C駐車場	15
本棟南側平面D駐車場	8	本棟南側平面D駐車場	9
本棟西側駐車場	12	本棟西側平面E駐車場	7
		本棟西側平面F駐車場	15
合計	1,236	合計	1,243

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

変更前		変更後	
駐輪場の位置	収容台数(台)	駐輪場の位置	収容台数(台)
本棟南側駐輪場	80	本棟南側A駐輪場	80
本棟西側駐輪場	30	本棟南側B駐輪場	20
本棟北側駐輪場	100	本棟南側C駐輪場	10
飲食棟駐輪場	10	本棟北側駐輪場	100
		飲食棟駐輪場	10
合計	220	合計	220

(3) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変更前		変更後	
廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)	廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
本棟東側	70.01	本棟東側	83.53

本棟西側	60.28	本棟西側	51.72
合計	130.29	合計	135.25

4 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	変更前		変更後	
	開店時刻	閉店時刻	開店時刻	閉店時刻
株式会社LIXILビバ	午前9:00	午後10:00	午前6:30	午後10:00

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

変更前		変更後	
本棟南側平面A駐車場	午前8:30～ 午後10:30	本棟南側平面A駐車場	午前6:00～ 午後10:30
本棟南側平面B駐車場		本棟南側平面B駐車場	
本棟3階駐車場	午前6:00～ 午後11:00	本棟3階駐車場	
本棟4階駐車場		本棟4階駐車場	
本棟屋上駐車場		本棟屋上駐車場	
本棟南側平面C駐車場	午前8:30～ 午後10:30	本棟南側平面C駐車場	
本棟南側平面D駐車場		本棟南側平面D駐車場	
本棟西側平面E駐車場		本棟西側平面E駐車場	
本棟西側平面F駐車場		本棟西側平面F駐車場	

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前		変更後	
出入口数	駐車場の自動車の出入口の位置	出入口数	駐車場の自動車の出入口の位置
2	建物敷地南側駐車場北側及び南側	2	建物敷地南側駐車場北側及び南側
1	建物敷地南側駐車場北側	1	建物敷地南側駐車場北側

2	建物敷地東側及び南側	2	建物敷地東側及び南側
1	建物敷地南側	1	建物敷地南側
1	建物敷地西側	1	建物敷地西側
		1	建物敷地南側
7	合計	8	合計

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前		変更後	
本棟東側荷さばき施設	午前6:00～午後8:00	本棟東側荷さばき施設	24時間
本棟西側荷さばき施設	午前3:00～午後8:00	本棟西側荷さばき施設	

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和2年10月9日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

令和2年9月18日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ハローデイ柏の森店

(2) 所在地 飯塚市柏の森147-4外

3 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前		変更後	
荷さばき施設 No. 1	午前6:00～午後11:00	荷さばき施設 No. 1	午前6:00～午後11:00
荷さばき施設 No. 2	午前6:00～午前9:00	荷さばき施設 No. 2	午前6:00～午後10:00
荷さばき施設 No. 3	午前6:00～午前8:30	荷さばき施設 No. 3	午前6:00～午前8:30

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年10月9日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

古賀市筵内字古川1389番5及び1389番9並びに字裏ノ谷1624番11

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

東京都港区浜松町一丁目27番9号

トラストリアルエステート株式会社

代表取締役 田中 聖一郎

監査委員

監査公表第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した総務部、企画・地域振興部及び商工部出先機関定期監査の結果（令和2年3月30日1監総第294号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年10月9日

福岡県監査委員 藤山 泰三

同 行 正 晴 實

同
同

世利洋介
長裕海

2行経第2303号
令和2年9月14日

福岡県監査委員 藤山泰三 殿
同 行正晴 殿
同 世利洋 殿
同 長裕海 殿

福岡県知事 小川 洋 印

監査の結果に係る措置について（通知）

令和2年3月30日付1監総第294号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
東福岡県税事務所	支出及び歳計外現金の払出について、支出命令書等の決裁を受けた後に支払決定等を行うべきところ、この決裁を受ける前に、支払決定等を行っていた。 加えて、支払決定等の際使用する資格管理用小型装置（USBキー）を施錠可能な保管庫に保管すべきところ、これを行っていないかった。	所属長から、出納員以下関係職員に対し、支払決定等を行う出納員及び支払決定の入力等の補助業務を行う経理員は、支出命令等の決裁後に支払決定等を行うこと、併せて、USBキーは出納員が施錠可能な保管庫で保管し、支払決定等の補助業務で使用する際のみ、支出命令書の決裁を確認の上、経理員に貸し出すことを周知徹底した。 また、令和2年5月29日の県税事務所長会議において、支払決定等を適正に行うよう税務課から周知徹底した。

注意事項

対象部局名	監査の結果	講じた措置の内容
総務部	文書複写料として収納した現金について、遅滞なく金融機関に払い込むべきところ、遅延していた。	会計事務担当者が不在の場合の補完体制が整っていないため、今後は、副任が現金を收受した場合は、副任が遅滞なく銀行に払い込むこととした。 また、会計事務担当者及びその副任以外の職員が現金を收受した場合は、会計事務担当者（不在の場合は副任）と上司（出納員）に

収入があった旨を伝えることとした。

上司（出納員）は収入の調定と銀行への払い込みの完了を、その都度確認することとした。

2 商政第627号
令和2年9月14日

福岡県監査委員 藤山泰殿
同 行正殿
同 世利殿
同 長裕殿

福岡県知事 小川洋 印

監査の結果に係る措置について（通知）

令和2年3月30日付1監総第294号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
工業技術センター インテリア研究所	試験機器の使用に係る支出科目について、「使用料及び貸借料」とすべきところ、「その他役務費」として支出していた。	当該支出科目については、令和2年3月27日に歳出更正を行った。 今後、外部の試験機器の使用に係る支出科目の決定にあたって、会計担当者は、その内覧の実施方法を確認するとともに、その内容が記載された資料を支出書類に添付することとした。上司である出納員は、その資料により支出科目の確認を徹底することとした。

雑 報

福岡県男女共同参画審議会公告

第5次福岡県男女共同参画計画策定にあたっての考え方（素案）に関し、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行政推第92号）第2条第1項の規定により、次のとおり意見を募集しますので、意見書を提出される方は、別紙意見書の様式により、所定の期間内に提出してください。

令和2年10月9日

福岡県男女共同参画審議会
会長 梶木 晶子

1 意見募集の対象となる事案

第5次福岡県男女共同参画計画策定にあたっての考え方（素案）

2 事案の要旨

第5次福岡県男女共同参画計画策定にあたっての考え方（素案）

第1部 総論

1 計画策定の趣旨

2 計画の性格

3 基本理念

4 計画の期間

5 計画の背景

6 第4次計画の成果と課題

7 施策体系

第2部 施策の方向

柱1 男女がともに活躍できる社会の実現

1-(1)働く場における女性の活躍推進

① 男女の均等な雇用及び待遇の確保

② 雇用の場における女性の育成・登用推進

③ 非正規雇用労働者の処遇改善、正規雇用への転換支援

④ 女性の就業支援

⑤ 農林水産業・商工業等における女性の経営参画の促進

1-(2)働き方改革、仕事と生活の両立

① 多様で柔軟な働き方の推進

② 仕事と生活が両立できる環境の整備

1-(3)地域・家庭・社会活動における男女共同参画の推進

① 自治会等地域コミュニティの運営における男女共同参画の推進

② 地域づくり・社会活動における女性の活躍推進

③ 男性の暮らし方の変革

1-(4)様々な政策・方針決定過程への女性の参画推進

柱2 誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現

2-(1)人権を侵害する暴力の根絶

① 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援

② 性暴力等の根絶及び被害者支援

③ セクシャルハラスメントの防止

2-(2)貧困など生活上の困難や人権課題に直面した女性等への支援

① ひとり親家庭等への支援

② 高齢、障がい、国籍による差別、部落差別を受ける女性、性的少数者等が
安心して暮らせる環境の整備

2-(3)生涯を通じた男女の健康支援

① 生涯にわたる男女の健康支援

② 妊娠・出産の健康支援

③ 女性のスポーツ活動の推進

2-(4)防災・復興における男女共同参画の推進

柱3 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革・教育の推進

3-(1)男女共同参画社会の実現に向けた男女双方の意識改革

① 性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消

② SDGsの理解促進

3-(2)学校教育における男女共同参画の推進

① 男女共同参画を推進する教育の実施と教職員等への理解促進

② 男女共同参画の視点に立ったキャリア教育・進路指導の推進

第3部 推進体制

1 福岡県男女共同参画審議会

2 福岡県男女共同参画行政推進会議

3 福岡県男女共同参画センター「あすばる」

4 市町村との連携

5 福岡県女性の活躍応援協議会

3 事案の閲覧場所等

- ・ 県民情報センター（福岡市博多区東公園7-7 福岡県庁1F）
- ・ 北九州県民情報コーナー（北九州市小倉北区城内7-8 小倉総合庁舎2F）
- ・ 筑後県民情報コーナー（久留米市合川町1642-1 久留米総合庁舎1F）
- ・ 筑豊県民情報コーナー（飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎1F）
- ・ 京築県民情報コーナー（行橋市中央1-2-1 行橋総合庁舎1F）
- ・ 福岡県のホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp>）
- ・ 福岡県男女共同参画センター「あすばる」（春日市原町三丁目1番地の7 クローバープラザ1階）

4 意見書の提出期間

令和2年10月9日（金）から令和2年10月23日（金）まで（必着）

5 意見書の提出方法

持参、郵送、ファクシミリ、又は電子メール

6 意見書の提出先

福岡県人づくり・県民生活部男女共同参画推進課

（住所）〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

（ファクシミリ）092-643-3392

（電子メール）danjo@pref.fukuoka.lg.jp

（問い合わせ先）092-643-3391

別紙
第5次福岡県男女共同参画計画策定にあたっての考え方（素案）
意見書

住所（所在地）	
氏名（法人名）	
該当頁	
該当項目	
意見	
理由	
備考	

意見書提出の締切 令和2年10月23日（金）必着

意見書の提出方法 持参、郵送、FAX又は電子メール

意見書の提出先

福岡県人づくり・県民生活部男女共同参画推進課

（住所）〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

（FAX）092-643-3392 （電子メール）danjo@pref.fukuoka.lg.jp

記入上の注意

- 1 意見はできるだけ1項目1ページとし、「意見」欄に記載するとともに、その理由を「理由」欄に記載してください。
- 2 意見は、日本語で記載してください。
- 3 福岡県内に住所を有しない方は、通勤・通学している本県内にある会社・学校の所在地及び名称を「備考」欄に記載してください。

福岡県男女共同参画審議会公告

第4次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画についての考え方（素案）に関し、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行改推第92号）第2条第1項の規定により、次のとおり意見を募集しますので、意見書を提出される方は、別紙意見書の様式により、所定の期間内に提出してください。

令和2年10月9日

福岡県男女共同参画審議会
会長 梶木 晶子

1 意見募集の対象となる事案

第4次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画についての考え方（素案）

2 事案の要旨

第4次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画についての考え方（素案）

第1部 基本的考え方

- 1 策定の趣旨
- 2 計画の性格
- 3 計画の期間
- 4 DVをめぐる福岡県の現状
- 5 これまでの成果と今後の課題

- (1) これまでの取組みと成果
- (2) 今後重点的に取り組むべき課題

6 第4次計画における目標

第2部 計画の内容

- 1 施策体系
- 2 目標1 DV根絶のための啓発・教育の推進
 - (1) 人権を尊重し、暴力を容認しない意識の醸成

- (2) 被害の早期発見、深刻化の防止

3 目標2 誰もが安心して相談できる体制の充実

- (1) 相談体制の充実
- (2) 外国人、障がいのある人、高齢者、性的少数者への適切な対応

4 目標3 DV被害者の保護体制の充実と安全確保

- (1) 一時保護体制の充実
- (2) 同伴家族に対するケアと支援
- (3) 被害者の安全確保

5 目標4 被害者の自立のための支援

- (1) 住宅の確保支援
- (2) 生活の安定に向けた支援
- (3) 被害者情報の保護と各種手続きの支援

6 目標5 関係団体との連携

- (1) 連絡会議等の開催
- (2) 市町村との連携
- (3) 民間団体との連携
- (4) 苦情への適切な対応

第3部 推進体制

- 1 県の推進体制
- 2 市町村との連携
- 3 民間団体との連携

3 事案の閲覧場所等

- ・ 県民情報センター（福岡市博多区東公園7-7 福岡県庁1F）
- ・ 北九州県民情報コーナー（北九州市小倉北区内7-8 小倉総合庁舎2F）
- ・ 筑後県民情報コーナー（久留米市合川町1642-1 久留米総合庁舎1F）
- ・ 筑豊県民情報コーナー（飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎1F）
- ・ 京築県民情報コーナー（行橋市中央1-2-1 行橋総合庁舎1F）
- ・ 福岡県のホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp>）
- ・ 福岡県男女共同参画センター「あすばる」（春日市原町三丁目1番地の7 クロ

ーバープラザ1階)

4 意見書の提出期間

令和2年10月9日（金）から令和2年10月23日（金）まで（必着）

5 意見書の提出方法

持参、郵送、ファクシミリ、又は電子メール

6 意見書の提出先

福岡県人づくり・県民生活部男女共同参画推進課

（住所）〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

（ファクシミリ）092-643-3392

（電子メール）danjo@pref.fukuoka.lg.jp

（問い合わせ先）092-643-3409

別紙

第4次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画についての考え方（素案）意見書

住所（所在地）	
氏名（法人名）	
該当頁	
該当項目	
意見	
理由	
備考	

意見書提出の締切 令和2年10月23日（金）必着

意見書の提出方法 持参、郵送、FAX又は電子メール

意見書の提出先

福岡県人づくり・県民生活部男女共同参画推進課

（住所）〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

（FAX）092-643-3392 （電子メール）danjo@pref.fukuoka.lg.jp

記入上の注意

- 1 意見はできるだけ1項目1ページとし、「意見」欄に記載するとともに、「理由」欄に記載してください。
- 2 意見は、日本語で記載してください。
- 3 福岡県内に住所を有しない方は、通勤・通学している本県内にある会社・学校の所在地及び名称を「備考」欄に記載してください。

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第5条第1項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

公告

福岡県職員採用選考試験（後期）を次のとおり実施する。

令和2年10月2日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

1 採用職種（区分）、採用予定数、職務内容及び採用時勤務予定場所

採用職種 (区分)	採用 予定数	職 務 内 容	採用時勤務予定場所
研究職員 (化学D)	1名	環境保全（大気、水質、土壌、廃棄物及び放射線等）に関する調査、試験及び研究	保健環境研究所
船 員 (航海)	1名	船舶の運転、漁業取締り及び調査観測業務並びに司厨業務	農林水産部水産局漁業管理課、 水産海洋技術センター
職業指導員	空調設備科	建築設備の施工並びに冷凍、冷却及び空気調和設備の施工及び調整に関する職業訓練指導	県立高等技術専門学校、 福岡障害者職業能力開発校
	自動車整備科	自動車整備士の養成施設としての自動車の構造、整備法、検査法及び故障探求等に関する職業訓練指導	
	OA事務科	簿記会計からビジネスマナーなど事務に必要な一般常識から、アプリケーションソフトを中心としたOA機器の操作方法や文書処理に関する職業訓練指導	

(注1) 採用予定数は変更になる場合があります。

(注2) 採用後、勤務場所の変更が行われることがあります。

(注3) 職業指導員は、採用後、訓練科の変更が行われることがあります。

2 受験資格

採用職種 (区分)	受 験 資 格		
研究職員 (化学D)	大学院（修士課程又は博士課程前期）において、分析化学、環境化学、環境工学、放射線等に関する学科等を修めて修了した者若しくは令和3年3月までに修了見込みの者又はこれと同等以上の能力を有する者	①昭和60年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者 ②平成9年4月2日以降に生まれた者であって、大学院（修士課程又は博士課程前期）において、左に掲げる学科等を修めて修了した者又は令和3年3月までに修了見込みの者	日本国籍を有する者、又は日本国籍を有しない者であっても、現に日本に永住している者
船 員 (航海)	五級海技士（航海）以上の免許を有する者又は令和3年6月までに免許を取得する見込みの者	昭和60年4月2日以降に生まれた者	日本国籍を有する者

採用職種 (区分)		受 験 資 格		
職業指導員	空調設備科	職業能力開発促進法第28条による職業訓練指導員免許を有する者又は同免許の取得資格を有する者 （空調設備科は冷凍空調機器科の職業訓練指導員免許 自動車整備科は自動車整備科の職業訓練指導員免許 OA事務科は事務科の職業訓練指導員免許）	昭和60年4月2日以降に生まれた者	日本国籍を有する者、又は日本国籍を有しない者であっても、現に日本に永住している者
	自動車整備科			
	OA事務科			

(注1) この試験を受験できない者

- (1) 地方公務員法第16条に該当する者
- (2) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
- (3) 職業指導員については、職業訓練指導員免許の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者

(注2) 上表中、「大学院」とは学校教育法に規定する大学院その他人事委員会が認めるものをいいます。

3 試験の期日、場所等

	試験職種	試験種目	試験の期日	試験の場所
第1次試験	研究職員 職業指導員	専門試験 論文試験	令和2年11月15日（日）	福岡県吉塚合同庁舎 （福岡市博多区吉塚 本町13-50）
	船員	教養試験		
第2次試験	研究職員	人物試験 受験資格等の調査	令和2年12月上旬	福岡県庁 （福岡市博多区東公 園7-7）
	船員	作文試験 人物試験 受験資格等の調査		福岡市内
	職業指導員	実技試験 人物試験 受験資格等の調査		福岡県内

4 合格者の発表

	時期	発表方法
第1次合格者発表	令和2年11月下旬	福岡県人事委員会事務局前廊下及び県庁舎 北側（九大病院側）告知板に合格者の受験 番号を掲示するとともに、合格者に郵便で 通知します。
最終合格者発表	令和2年12月下旬	

（注）合格者に郵送する合格通知は、郵便事故などのため延着、不着となる場合もありますので、掲示場所等で確認してください。

5 採用予定時期

合格者の採用は、原則として令和3年4月1日以降の予定です。

6 受験手続

(1) 受付期間

令和2年10月12日（月）から同年10月23日（金）まで

（申込書持参の場合、午前9時から午後5時まで。ただし、土曜、日曜を除く。）

なお、郵送の場合は、10月23日（金）までの消印のあるものを受け付けます。

【インターネットでの受付期間は、10月12日（月）～10月20日（火）】

(2) 申込方法

「福岡県職員採用選考試験（後期）申込書」に必要事項を記入し、福岡県人事委員会事務局に持参するか、郵送してください。

なお、郵便で申し込む場合は、申込書を封筒に入れて、封筒の表に「選考受験」と朱書きし、必ず簡易書留郵便で送ってください。前記によらない方法で郵送した場合の事故は責任を負いません。

なお、締切間近の申込書の郵送は速達をお願いします。

インターネットでも申込ができます。詳しくは、福岡県のホームページの「福岡県職員採用試験」にアクセスするか、職員採用試験案内をご覧ください。

※福岡県職員採用試験のホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/saiyo.html>）

7 申込書の配布場所

ア 福岡県庁内

- ・ 人事委員会事務局任用課
- ・ 県庁1階総合案内・県民情報センター

イ 出先機関等

- ・ 東京・大阪の各福岡県事務所
- ・ アクロス福岡2階文化観光情報ひろば
- ・ 県内各地の福岡県総合庁舎 等

なお、福岡県のホームページから申込書の様式をダウンロードすることもできます。

8 その他

この試験についての詳しいことは、福岡県人事委員会事務局任用課へお尋ねください。

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

T E L 092-643-3956

F A X 092-643-3960

電子メール jninyo@pref.fukuoka.lg.jp